

## 前文

私たちのまち福津市は、玄界灘に面した白砂青松の海岸、安らぎを与えてくれる川、希少動物を育む干潟、美しい田園、緑あふれる山などの豊かな自然環境を有しています。また、農漁業などを営む地域と住宅地域が共存し、人と人との温かいふれあいのあるまちです。

このような福津市が、住みたいまち、住み続けたいまちであることは、ここで暮らす私たちの共通の願いです。

私たちを取り巻く環境は変化し、従来のような国、県及び市が一律的な施策やサービスを提供するやり方だけでは、地域の実情にあったまちづくりはできなくなってきています。地域の特性や身近な課題を最も知っているのは私たちです。

今後、私たちは、一人ひとり何ができるかを考え、子どもから大人まで誰もがまちづくりの担い手となり、知恵を出し、語り合い、共に行動し、私たちみんなの思いが反映された住みよいまちづくりをすすめるため、この条例を制定します。

### 【基本的な考え方・解説】

- ・福津市のまちづくりに関する基本的な事項を定める条例であるため、前文を設けています。
- ・ここで言う「私たち」とは、福津市にかかわるすべての人や団体などとしています。
- ・この条例でのまちづくりとは、道路や河川などの都市基盤の整備のみでなく、地域での防犯活動、福祉活動の安全安心な生活環境づくりなど、福津市を住みよいまちにしていくためのあらゆる活動や事業を指しています。
- ・前文のはじめには、市の長を明記しています。自然が失われつつあり、また、人と人とのつながりが希薄化している中で、今後も一層、今ある自然環境や人とのつながりを大切に、守り続けていきたいとの意味が込められています。
- ・地方分権や少子高齢化の到来、市民の価値観やライフスタイルの多様化などにより、今までのような全国一律の制度でのやり方だけでは地域の実情にあった、また、市民の納得するサービスが提供できなくなってきました。あわせて、地域特有の新たな問題や課題も生じていることから、福津市にかかわるすべての人が、まちづくりの主役であることを改めて認識する必要があります。
- ・まちづくりとともに、一人ひとりが人生の価値を見出し、意識しながら、住みやすいまちにしていくことも目標であると考えています。そのためには、それぞれが主体的に活動し役割を分担して、共に行動することが求められています。
- ・条例間に上下関係はありませんが、まちづくりの基本となる条例であることから、できる限り基本とすることとしています。

## (目的)

第1条 この条例は、市民、事業者等、市議会及び市の役割と責務、その他まちづくりに関する基本的な事項を定め、市民参画及び共働による自律した地域自治の実現を図ることを目的とする。

### 【基本的な考え方・解説】

- ・ここでは、何のためにこの条例をつくるのかを明らかにします。
- ・この条例は、理念や責務などの基本的な事項を定め、市民参画と共働による地域自治の実現を図ることを目的としています。

## (定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住む人、働く人、活動する人及び学ぶ人をいう。
- (2) 事業者等 市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業及び活動を行うものをいう。
- (3) 市民参画 市民及び事業者等が施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、主体的にかかわり、行動することをいう。
- (4) 共働 共通の目的をもった市民、事業者等及び市が、お互いの立場や特性を尊重し、共に行動することをいう。
- (5) 地域自治 市全域、小学校区又は行政区など、あらゆる人がそれぞれの課題解決に向けて共に考え行動し、自らの地域のことは、自らの手で治めていくことをいう。
- (6) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

### 【基本的な考え方・解説】

・ここでは、この条例の中での用語である「市民」「事業者等」「市民参画」「共働」「地域自治」「市」について説明しています。

- (1) 市内に住んでいる人をはじめ、市内で働く人や通学している人、市にかかわるすべての人を市民としています。
- (2) 市内で事業を営んでいる事業者や地域の組織である自治会・郷づくり推進協議会・地域で活動するNPOなどすべてを事業者等としています。
- (3) 市の施策の立案、実施、評価までの過程で積極的にかかわることをいいます。例えば各種審議会や委員会の委員になって発言したり、計画策定に委員としてかかわる、その後計画を実行していくなど責任のある役割を担っていくことです。
- (4) 市民・事業者等・市とが同じ目標を持ち、理解を深め、共に行動する意味を込めて「共働」という文字を使います。いろいろな連携のしかたがあるでしょうが、お互いの立場や特性を尊重し、共に行動してまちづくりをすすめていくことをいいます。
- (5) この条例における地域自治とは、地域の活動（自治会・郷づくり推進協議会・地域で活動するNPOなど身近な暮らしを共有するあらゆる人たちにより営まれている活動）が、それぞれの果たすべき役割を分担し、地域の実情にあった地域をつくりあげていくことです。
- (6) 市とは、地方自治法で定める執行機関を言います。

## (基本理念)

第3条 市民、事業者等及び市は、市民参画と共働を基本として、次に掲げるまちづくりをすすめるものとする。

- (1) 人と人とのふれあいを大切にし、子どもから大人まですべての人が安心して住むことができるまちづくり
- (2) 人が集い、語り、行動し、協力するまちづくり
- (3) 人の知恵を生かし、一人ひとりを大切にするまちづくり
- (4) 豊かな自然環境と受け継がれてきた伝統文化を大切にするまちづくり
- (5) 地域に誇りを持ち、住み続けたいと思えるまちづくり
- (6) 地域の資源を知り、生かし、活気あふれるまちづくり
- (7) 子どもの思いが尊重され、健やかに成長できるまちづくり

### 【基本的な考え方・解説】

- ・ここでは、まちづくりを行っていく上で、基本となる（心がけておく）考え方を掲げています。
- ・この7つは、市内8つの地域の地域づくり計画の将来像を説明する文章、検討委員会での意見からキーワードとして抜き出し作成しました。
- ・市は、市民や事業者等と情報の共有を図り、市政への関心を高め、まちづくり活動を促進し、市民参画と共働によるまちづくりをすすめます。

## (市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、互いに尊重し、地域自治をすすめるよう努めるものとする。

2 市民は、自らの発言と行動に責任を持って、次世代に住みよいまちを引継ぐため、積極的かつ主体的にまちづくり活動に参画するよう努めるものとする。

### 【基本的な考え方・解説】

- ・第9条でまちづくりに対する市民参画について定めていますが、あわせて、市民はまちづくりの担い手であることを認識し、自ら考え行動することの責務も発生します。市民の責務は強制させられるものではありませんが、身近な地域のことを考えてみる、まちづくり活動に参加してみるなど、それぞれができることを担っていただきたいと考えています。
- ・自らの発言と行動に責任を持つことは、他者に対して苦情・要望をするだけでなく、さまざまな身近な課題に対して、自ら解決に努めることも含みます。

## (事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、地域自治をすすめる一員としての社会的責任を自覚し、市民や市が実施するまちづくり活動に参画しながら、地域との調和を図るよう努めるものとする。

### 【基本的な考え方・解説】

- ・市内で事業を営んでいる事業者、自治会、郷づくり推進協議会、地域で活動するNPOなどは、まちづくりに大きなかかわりを持っていることから、地域自治をすすめる一員としてまちづくり活動に参画していただきたいと考えています。
- ・事業者の事業などが市民生活に大きな影響を及ぼすことから、社会的責任に考慮して、地域との調和に配慮し、住みよいまちづくりに貢献する旨を明記しています。

## (市議会の責務)

第6条 市議会は、市民の代表機関であり、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に定めるところにより議決の権限を行使し、市の意思決定機関として市民の意思が市政に適切に反映されるよう努めなければならない。

2 市議会は、行政経営が適正に行われるように調査、監視機能を果たすとともに、議案提出権を積極的に活用するよう努めなければならない。

### 【基本的な考え方・解説】

- ・市議会は市民の代表として、その権限に基づき市政の重要な意思決定機関の役割を担っています。代表的な権限である条例の制定及び改廃、予算の決定、決算の承認などがあり、市政全体の観点から議会活動を通じて市の具体的政策の最終決定、つまり市政の意思決定を行うということです。
- ・市議会は市民の意思が市政に反映されているのかどうか、適正に行政経営がおこなわれているのかを調査し、監視する機能があります。また、議員は地方自治法に定められている政策立案機能を有しており、市民の大きな視点を市政に反映させる使命を果たすものとします。

## (市の責務)

第7条 市は、基本理念にのっとり、まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、社会情勢及び市民意識に柔軟に対応し、施策を着実に実現するため、簡素で機能的な組織編成に努めるとともに、効率的、効果的な行政経営を行わなければならない。

### 【基本的な考え方・解説】

- ・地方分権や財政状況から、この厳しい時代を生き抜くためにはこれまでと同じやり方だけでは通用しなくなりました。「市民・事業者等・市も変わる」ことを基本として、やみくもに経費を削減することが目的ではなく、無駄を減らしてサービスの質を高め、また、共働で事業を実施するなどして今後の施策を計画的にすすめていきます。
- ・行政経営とは、国に依存しない地力を身につけるため、「最小の経費で最大の効果を得ること」を目的に、目指していくべき手法をいいます。
- ・市の組織については、社会情勢に柔軟に対応し、施策を着実に遂行できるような組織を念頭において編成し、常に見直しを行うように努めます。また、有効性のある行政サービスを提供するために行政経営手法である市民志向・成果主義・情報の公表・現場主義をすすめていきます。

- ・市長及び執行機関の責務については、定義の中で市として位置付け、その中に包含しています。
- ・市職員は、市民参画と共働の視点に立ち、市民、事業者等との信頼関係のもとに、まちづくりをすすめていきます。

## **(総合計画等)**

第8条 市は、住みよいまちづくりをすすめるため、福津市総合計画等（以下「総合計画等」という。）を策定し、総合的かつ計画的にこれをすすめなければならない。

### **【基本的な考え方・解説】**

- ・総合計画は、市政を運営するうえで基本となる計画ですので、進捗状況を把握し、進行管理に努め、着実な実現を目指していきます。
- ・総合計画等とは、総合計画を基にした各分野の計画（環境、福祉など）を表し、これらの計画についても実現に向けて努めます。

## (市民参画)

第9条 市民及び事業者等は、自由及び平等な立場でまちづくりに参画する権利を有するものとする。

2 市は、まちづくりの基本となる施策の立案にあたっては、意見聴取その他多様な制度を設け、又は施策を講じることで、市民及び事業者等が参画する機会を確保することに努めなければならない。

### 【基本的な考え方・解説】

- ・ここでは、市民、事業者等の誰もがまちづくりに参画できることを保障しています。
- ・この条例では、情報を知り、まちづくりに参画することを保障していますが、権利を主張するだけではまちづくりはすすめられないし、また、同時に責務を果たすことも求められます。そのためには、市民、事業者等、市が理解を深めることが必要になります。
- ・まちづくりの基本となる施策の立案については、シンポジウム、ワークショップといった市民会議、市民説明会などの情報の公表や決定されるまでの手続きを明らかにして積極的に周知を図ります。加えて、素案の段階で市民意見公募手続実施要綱（パブリックコメント）による市民意見公募を行い、市民参画に必要な情報の公表及び提供に努めていきます。
- ・まちづくりの基本となる施策とは、市民などに責務を課すもの、市民などの権利を制限するもの、市民生活に広く影響を及ぼすもので、下記のとおりです。
  - (1) 総合計画等市の基本的な政策を定める計画、市政の各分野における施策の基本方針、その他基本的な事項を定める計画の策定若しくは変更
  - (2) 市政の全体又は各分野において基本的な事項を定める条例の制定又は改廃
  - (3) その他、市長が必要と認めるもの具体的には「総合計画」をはじめ、「地域づくり計画」、「各分野別計画」「環境基本条例」「男女がともに歩むまちづくり基本条例」「廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」などがあります。
- ・災害などにより緊急を要するもの、大幅な改正または基本的な事項の改正を伴わないものや上位計画などの変更に伴う一部の表現変更などの軽微なもの、国や県の計画に規定されているもの、意見聴取の手続きが法令で定められているもの、市税の賦課徴収、手数料等の徴収に関する事項は対象外とします。
- ・第2項では、既存制度を含め、いろいろな方法や制度を設けて、市民参画の機会を確保します。既存制度としては、「情報公開条例」、「附属機関の委員の委嘱基準等に関する規程」、「市民意見公募手続実施要綱（パブリックコメント）」、「附属機関の会議の公開に関する要綱」などを定めています。

**(共働)**

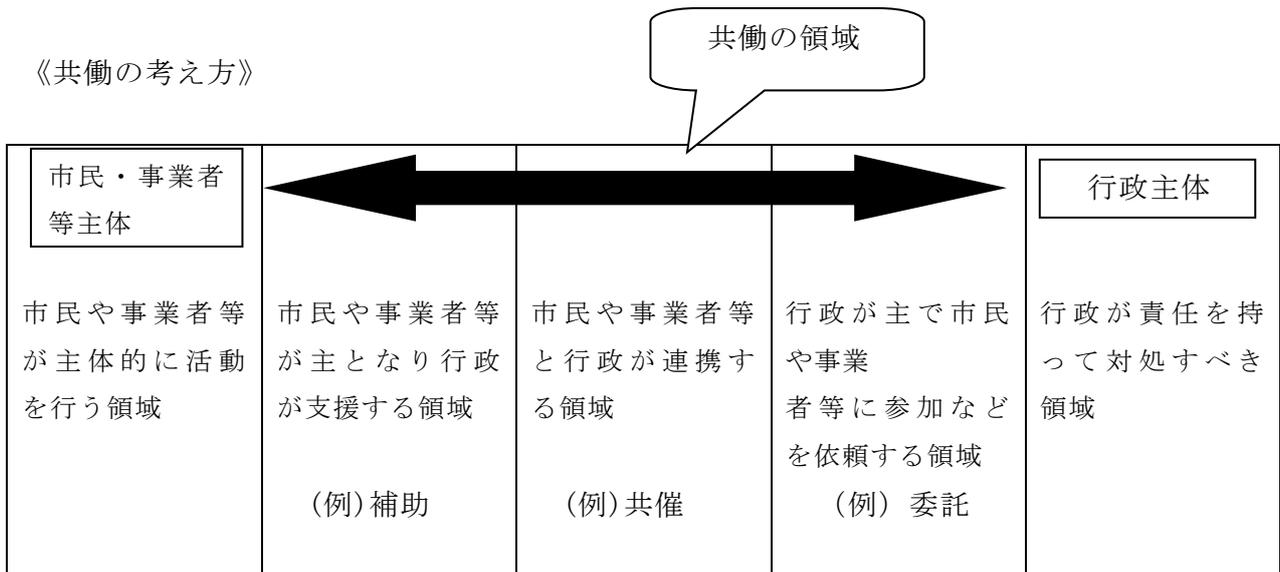
第10条 市民、事業者等及び市は、共働で地域自治の課題解決に取り組むよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する取組みに対し、支援するよう努めなければならない。

**【基本的な考え方・解説】**

- ・地域の身近な課題は、市民と事業者等と市が共に取組んでいくことで解決できるものと考えてしています。
- ・共働がすすむと、お互いの理解が深まり、新たな事業の実施や既存事業の見直しにつながります。それぞれの知識や技術・経験から効果的・効率的な事業を実施することで、市民サービスの質の向上が図られます。
- ・具体的に共働としては、委託、補助、物資支援、情報提供・交換、共催、後援などがあります。

《共働の考え方》



## (地域づくり)

第11条 市民、事業者等及び市は、地域づくりの担い手であることを認識し、地域を守り育てるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者等は、おおむね小学校区域を単位とした組織「郷づくり推進協議会」を設立し、地域自治の実現に努めるものとする。

### 【基本的な考え方・解説】

- ・ここでは、地域づくりについて定めています。
- ・各地域は、長年にわたりさまざまな活動を行い、市民生活を支えています。最近では、地域のNPOを含む多くの団体が活発に活動しています。このように地域に住む人々がお互い助け合い、支えあう地域づくりは大切なことです。今後は、さらに、地域のさまざまな団体間のつながりを持って地域づくりをすすめていただきたいと考えています。
- ・市内には、人口が少ない、少子高齢化がすすんでいるなどさまざま自治会があります。今後さらに少子高齢化などがすすむにつれ、自治会では事業の実施や課題解決ができないことが予想されます。そこで、市は、平成19年度からおおむね小学校区域を単位とした組織「郷づくり推進協議会」を市内8地域に設立し、住みよいまちづくりをすすめています。一例として、自治会単位では難しかった子どもの登下校時のパトロールや高齢者世帯の生活支援などが行われています。
- ・地域の身近な課題は、事業内容により自治会で取組むもの、郷づくり推進協議会で取組むものなどがあると考えています。

## (情報の共有)

第12条 市は、保有する情報を積極的に公表及び提供を行うことにより、市民及び事業者等との情報の共有に努めなければならない。

2 事業者等は、自らが保有するまちづくりに関する情報を提供するように努めるものとする。

### 【基本的な考え方・解説】

- ・ここでは、市民、事業者等、市の情報の公表、提供、共有を定めています。
- ・市は情報を公表及び提供することで、また、事業者等はまちづくりに関する事業者等の情報を提供することで、それぞれの情報の共有が図られ、市民参画と共働によるまちづくりがすすんでいくものと考えます。

## (説明責任)

第13条 市は、まちづくりの基本となる施策の立案、決定及び評価に至るまでの過程について、市民及び事業者等にわかりやすく説明しなければならない。

2 市は、まちづくりに関する市民及び事業者等の意見、要望及び提案等に対して、わかりやすくかつ速やかに応答しなければならない。

### 【基本的な考え方・解説】

- ・ここでは、説明責任と応答責任を定めています。
- ・まちづくりの基本となる施策の立案、決定及び評価に至るまでの過程について、市民及び事業者等にわかりやすく説明するなどの責任について規定しています。例えば、市民説明会、シンポジウム、市の広報、市公式ホームページなど対象事業内容や規模により様々な方法で実施しているところですが、今後は、事業内容や時期などに応じ、効果的な方法で実施することも必要だと考えています。
- ・市では、まちづくり地域懇談会（移動市長室）をはじめ、「聞いちゃってんしゃいふくつ便」、「市への意見箱」などの要望・提案等を受けた場合には、責任を持ってできる限り速やかに対応することとしています。

## (行政評価)

第14条 市は、総合計画等に基づいた施策等の実施にあたっては、その成果及び達成度を明らかにするため、行政評価を実施し、その結果を事後の施策等に反映させるよう努めなければならない。

2 市長は、第三者機関である行政評価委員会を設け、総合計画等に基づいた施策等の点検及び評価を受けるとともに、その結果をわかりやすく公表しなければならない。

### 【基本的な考え方・解説】

- ・ここでは、総合計画に基づいた施策等の成果や達成度を明らかにするために行政評価を実施することについて規定しています。
- ・行政評価とは、施策や事務事業について活動の目標を明確にし、活動の効果等を数値化して評価することです。計画（Plan）→実施（Do）→点検（Check）→改善（Action）のわかるPDCAサイクルを確立し、より効果的・効率的な事業の推進を図ろうというシステムです。
- ・市長は行政評価については内部評価に加え、行政評価委員会による外部からの評価も受けることとします。

## (条例の見直し)

第15条 市長は、4年を超えない期間ごとにこの条例の内容を検討し、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

### 【基本的な考え方・解説】

- ・ここでは、この条例の見直し等について規定したものです。
- ・今後の社会情勢や経済事情の変化はめまぐるしいものが予想され、条例の内容が時代に合致しなくなったりする場合は考えられますので、4年を超えない期間ごとに検討します。
- ・この条例は不変的なものではなく、今後の積み重ねの中で育んでいくものと考えていますので、見直し等については、市民などから改正の必要性の意見や要望を聴き、庁内で検討した上で、必要性の結論が出た場合は、速やかに改正手続きを行っていきます。

## (委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 【基本的な考え方・解説】

- ・簡素で、わかりやすい条例とするため、基本的なことを条文に盛り込んでいます。そこで、今後、規則、要綱が必要になった場合のためにここで規定しています。